

令和元年度 第9回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(令和2年3月10日開催)

1 会議の名称

令和元年度 第9回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

令和2年3月10日（火） 13時15分～15時

3 場所

アオウゼ大活動室1（福島市曾根田町1-18MAX ふくしま4階）

4 出席者等

（1）環境影響評価審査会

稲森悠平委員（審査会長）、遠藤菜緒子委員、川越清樹委員、齊藤貢委員、濱田幸雄委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員
以上9名

（2）事務局

環境共生課 副課長兼主任主査 鴨田美奈子、主任主査 國分作裕、主査 小島央
以上3名

（3）傍聴者 一般10名、報道機関1名

5 議事内容

■開会

（1）事業者による図書の説明、質疑応答

①（仮称）丸森風力発電事業環境影響評価方法書について

（2）図書に対する知事意見に係る答申（案）

②（仮称）神楽山風力発電事業環境影響評価準備書について

③（仮称）熱海南太陽光発電事業環境影響評価準備書について

④（仮称）高湯温泉太陽光発電所環境影響評価準備書について

（3）その他

⑤太陽電池発電所の設置の工事業等に関する福島県環境影響評価条例施行規則改正案と福島県環境影響評価技術指針改正案について

■議事録署名人の選出

稲森会長が齊藤委員、濱田委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

（1）事業者による図書の説明、質疑応答

①（仮称）丸森風力発電事業環境影響評価方法書について（事業者説明等）

事業者が同方法書の概要説明を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(稲森会長)

資料2の質問番号3番、沈砂池の適正な構造と管理方法についてですが、近年は過去に例のない集中豪雨が発生していること、土地の改変により放射性物質の拡散が懸念されることなどを踏まえて、適切に対応してください。

(井上専門委員)

資料2の質問番号4番に関して。本事業の計画地は放射線量が低いと思いますが、念のため、風力発電機の設置予定位置や発電所建設用道路上の空間線量率を面的に測定し、その結果に応じて土壌中の放射性物質濃度を測定するようにしてください。また、稲森会長から発言がありましたが、沈砂池に堆積した土砂を処分する際には、放射性物質濃度を測定してください。

(事業者)

承知しました、御意見を基に対応いたします。

(齊藤委員)

窒素酸化物、粉じん等の内容について、事業計画地の現況値はどのように把握するのですか。

(事業者)

窒素酸化物については、事業区域の近くに設置されている大気汚染常時監視測定局の測定値を参考にします。粉じんについては、環境影響評価の方法として一般的に採用されている「道路環境影響評価の技術手法」を基に評価します。

(齊藤委員)

「道路環境影響評価の技術手法」に示されている平均値を採用するよりも、現地の現況値を測定して評価することが適切だと考えますので、検討してください。

(稲森会長)

仮定の値ではなく現況値があればより適切な評価になります。現況値の測定にかかる費用面など、各種の事情を勘案して適切な方法により評価を実施してください。

(事業者)

承知しました、検討いたします。

(由井委員)

風力発電機周辺のヤードの緑化について。国有林の場合、事業のために伐採した場所は緑化することが原則ですが、風力発電機のヤードを緑化すると、その環境を利用するネズミやウサギなどが生息するようになります。猛禽類がそれら動物を捕らえようとして風力発電機の周辺を飛翔し、ブレードに衝突してしまうということが起こります。これを防ぐためには、ヤードを緑化するのではなく、砂利や木質チップを敷いて植物が生育しないようにすることが必要です。

この方法が不可能であるならば、在来の低木を敷き詰めて植樹することや動物が地面に潜り込むことを防ぐ緑化シートを敷設するなど、適切な方法を採用していただきたいと思います。

(稲森会長)

由井委員に伺います。ヤードに敷く砂利やチップはどの程度の厚さにするのですか。

(由井委員)

おおよそ3cm以上にして転圧すれば、草木は生えないと言われています。

(事業者)

森林管理署と協議して、施工方法を検討したいと思います。

(川越委員)

資料番号2の質問番号11番について。現地調査の結果を解析する際は、松ヶ房ダムの現況値を利用するということよろしいですか。

(事業者)

はい、松ヶ房ダムの水質測定結果を利用して評価を実施します。

(稲森会長)

確認ですが、事業区域内で発生した濁水が沈砂池を經由し、浮遊物質が除去された水が周辺河川に放流されることとなります。質問番号11の内容は、河川水が松ヶ房ダムの水質に与える影響を調査するという趣旨ですか。

(事業者)

はい、河川WT.2とWT.4において、松ヶ房ダムへの水質の影響を調査します。

(稲森会長)

分かりました、事業区域外に濁水が流出しないように適正な設計としてください。

(事業者)

承知しました。

(山本委員)

現時点では事業区域の中に住居が存在していますが、今後、環境影響評価の結果を踏まえて、風力発電機の設置位置などが決まっていくと思います。住民の方々への事業の説明状況を教えてください。

(事業者)

現在は、地元役所を通じて行政区長への説明を実施しております。新型コロナウイルスの影響により、方法書の縦覧期間中の説明会は延期している状況です。今後の状況に応じて、縦覧期間後に説明会の実施を検討しています。

(由井委員)

確認ですが、計画段階環境配慮書の手続きの段階で、地元への説明は実施しているということよろしいですか。

(事業者)

はい、行政区長への説明を複数回実施し、区長から地区の住民へ回覧板等により周知して頂いているという認識です。

(由井委員)

分かりました。

(稲森会長)

各委員の意見を勘案して適切に御対応ください、他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(2) 図書に対する知事意見に係る答申(案)

②(仮称)神楽山風力発電事業環境影響評価準備書について

審査会構成員等からの意見を踏まえて作成した答申案について事務局から説明を行

い、各委員から次の意見が出された。

(遠藤委員)

「6 動植物・生態系 (2)」について、本文4行目の「具体的には、・・・」以降が鳥類のみの内容になっています。哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類についても調査地点が少ないので、調査内容の検証を求める文章を本文中に記載してください。

(由井委員)

6(2)の8行目、「風力発電機のブレードに衝突しやすい傾向があることから、・・・」について。日本では、本鳥類がブレードに衝突した記録は確認されていないので、「ブレードに衝突しやすいと思われることから・・・」などの表現に修正してください。

(井上専門委員)

「4 水環境について (3)」の2行目、「その内容を評価書に記載すること。」をより具体的な文章とするために、「その処理方策を評価書に記載すること」などの表現に修正してください。

次に、「8 廃棄物等について (2)」について、現状の答申案だと、知事意見に対する事業者見解として「関係機関と協議する」と簡単に済まされてしまうことが考えられるので、指定廃棄物の具体的な処理方法について、環境省等の関係機関との協議結果も評価書に記載するよう求める必要があります。

また、「9 放射線の量について (3)」について。車両のタイヤ洗浄施設をなるべく少なくし、廃水中の放射性物質を拡散させないことが重要です。

(事務局)

承知しました、御意見を踏まえて修正いたします。

(川越委員)

コメントですが、「4 水環境について (1)」については事業者の検討結果を注意深く確認する必要があります。

(事務局)

承知しました。

③ (仮称) 熱海南太陽光発電事業環境影響評価準備書について

④（仮称）高湯温泉太陽光発電所環境影響評価準備書について

審査会構成員等からの意見を踏まえて作成した答申案について事務局から説明を行い、各委員から次の意見が出された。

（由井委員）

2件に共通することですが、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応することは当然のことです。また、高湯温泉太陽光発電事業については、環境影響評価方法書の段階から、住民から多数の意見が出されています。このような状況を鑑みると、この答申案の内容で十分でしょうか。

例えば、廃棄物処理施設を建設する場合、地元自治体、住民、事業者が協定を結んで環境保全措置を確実に実施することや住民からの意見に対応する体制整備などを定めている例があります。

事務局に確認します。今回の太陽光発電事業に関して、事業者と地元町内会が環境保全協定を結ぶことはできますか。

（事務局）

協定は任意で結ぶことはできますが、通常、協定に関することは事業の許認可手続きの際に議論になることが多いので、環境影響評価の知事意見に記載することは難しい側面があります。

（由井委員）

制度上の制約があることは分かりますが、地元住民から意見が出されている状況があるので、事務局において適切な知事意見になるように検討してください。

（須藤専門委員）

高湯温泉太陽光発電事業については、地元住民と事業者が協定を結ぶべき案件だと思います。環境影響評価制度の範囲外であることは分かりますが、「協定を結ぶことが望まれる」という趣旨の文書を知事意見に記載する必要があるのではないのでしょうか。

（事務局）

協定を結べば事業に反対している住民が賛成するか不明ですが、福島市長の意見等も踏まえて検討いたします。

（稲森会長）

水環境や廃棄物等に関する文章が、先ほどの風力発電事業に関する知事意見に比べて内容が少ないので、風力発電事業と共通する内容については理解しやすくなるように知事意見に追加記載してください。

(事務局)

地元市町村長からの意見を踏まえて、文章を再検討いたします。

(3) その他

⑤太陽電池発電所の設置の工事の事業等に関する福島県環境影響評価条例施行規則改正案と福島県環境影響評価技術指針改正案について

(事務局)

資料6に基づき、福島県環境影響評価条例の対象事業に「太陽電池発電所」を追加することについて、対象事業の規模要件など詳しい内容を説明した。

■閉会